

盛岡広域都市計画地区計画の変更（盛岡市決定）

盛岡市告示第90号

令和2年3月17日

盛岡広域都市計画永井地区地区計画を次のように変更する。

名	称	永井地区地区計画
位	置	盛岡市永井10地割, 15地割, 16地割, 17地割及び18地割の各地内
面	積	約 14.0 ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、東北本線岩手飯岡駅の西側に位置し、地区内の道路等が未整備となっている。今後、不良な街区の形成を防止し、将来の道路の配置及び規模等を定め、宅地開発等の計画的誘導を図るとともに、良好な市街地の形成を図る。
	土地利用の方針	住区幹線道路の整備や、街路不足の解消に努め、住宅地として整備を推進する。
	地区施設・公益施設の整備方針	本地区内外の公共施設、駅等を十分に考慮し、将来土地利用を鑑みた地区施設の配置を行う。 住区幹線道路については、歩行者の安全を確保するために、歩道を設置するものとする。
	建築物等の整備方針	適正な住宅及び建築物の規模のもとに良好な住環境を確保する。
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路 合計 4本 約690m (幅員 6m)
備考		

「区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」

理由 土地表記の変更に伴い、本案のとおり変更しようとするものである。